

# 大仙市立太田南小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定  
令和5年4月改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを、児童が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む。

また、いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を見守る大人一人一人が「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていく。

## 2 未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

○Hyper-QU 検査を年1回実施し、その結果から学級内での児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○ソーシャルスキルトレーニングを実施し、基本的な生活習慣や学級内の人間関係の改善に努める。

### (2) 分かる授業の構築

○教科担任制やコース別学習等の少人数指導を取り入れ、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (3) 道徳教育の充実

○道徳の時間を全学年火曜日の2校時に設定し、道徳の授業を通して、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (4) 相談体制の整備

○Hyper-QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

○学級担任が児童面談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○スクールカウンセラーやフレッシュカウンセラーを活用し、教育相談の充実に努める。

### (5) 縦割り班活動の実施

○清掃や集会活動、学校行事等で縦割り班活動を行い、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

### (6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットや携帯電話に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童への情報モラル教育を行い、問題行動に対しては迅速に対応する。

### (7) 保護者への啓蒙

○学校報「あかまつ」や学年通信で学校の方針や具体的な取組を知らせて協力を仰ぐとともに、情報モラル教室を開催して啓蒙に努める。

### (8) 学校相互間の連携協力体制の整備

○太田中学校やおおたわんぱくランド等と情報交換や交流学習を行う。

## 3 早期発見のための取組

### (1) 教職員の意識と情報共有

○遊びや悪ふざけなどささいな兆候も軽視しないという意識をもち、児童の様子について積極的な

情報交換を行い、教職員全体で情報を共有する。

## (2) アンケートの実施

○「学校生活に関するアンケート調査」により実態を把握するとともに、いじめの兆候が見られた場合は、緊急アンケートを実施して事実を確認する。

## (3) 教育相談の実施

○学級担任による年2回の教育相談ほかに、気になる事象がある場合には、随時学級担任が教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。また、いじめの兆候がある場合には、生徒指導主事や養護教諭等による教育相談も行う。

○必要に応じてスクールカウンセラーやフレッシュカウンセラーとの教育相談を行う。

## (4) 家庭・地域との連携

○連絡帳や電話等で保護者からの相談が寄せられた場合は、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

# 4 いじめに対する措置

## (1) 初期対応

○いじめの報告を受けた場合は速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

## (2) 児童への指導

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童に対する支援と、いじめを行った児童への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○いじめを見ていた児童及び学級やスポーツ少年団などの集団へは、いじめを傍観せず、やめさせたり、大人に報告したりするなどの行動をとるように指導する。

## (3) 保護者への対応

○事実に係る情報を関係保護者と共有するため面談を実施する。

○再発防止のため、いじめを受けた児童の保護者に対する支援と、いじめを行った児童の保護者への助言を継続的に行う。

## (4) 関係機関との連携

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

○関係児童や保護者への支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行う。

## (5) 重大事態への対処

○いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、及びいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、児童や保護者から「いじめで重大事態に至った」という「申し立てがあった場合は、市教育委員会に報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

# 5 生徒指導委員会

## (1) 生徒指導委員会

○校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭を構成メンバーとして、生徒指導委員会を設置し、いじめ防止策等について協議する。

○いじめ事案が疑われる場合は、関係児童の学級担任と必要に応じて市のフレッシュカウンセラー等を加えて委員会を開催し、対応を協議する。

○協議した内容については、全職員で共通理解を図り、同一歩調で指導にあたる。

## (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

○毎月の職員会議で、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換し、共通理解を図る。

## 6 いじめ防止対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換	○学級開き・学級ルールづくり ○行事を通した人間関係作り 〔始業式、入学式、運動会〕 ○町内子ども会	○オープンデー 〔いじめ対策についての説明啓発〕
5月	○教育相談 ○はぐくみカルテ整理 ○問題行動・不登校調査 ○児童に関する情報交換	○児童面談 ○縦割り活動〔清掃、児童集会〕 ○行事を通した人間関係作り 〔学級園活動〕	○地域訪問
6月	○学校生活アンケート ○児童に関する情報交換	○学校生活アンケート ○行事を通した人間関係作り 〔田植え、花壇活動、体力テスト〕	
7月	○教育相談 ○いじめ認知件数調査 ○児童に関する情報交換	○個人面談 ○町内子ども会 ○行事を通した人間関係作り 〔宿泊学習、修学旅行〕	○オープンデー ○保護者面談
8月	○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係作り 〔夏休み明け集会〕	
9月	○Hyper-QU 検査 ○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係作り 〔学習発表会、稲刈り〕	
10月	○Hyper-QU 検査の結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○インターネット利用状況調査 ○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係作り 〔マラソン大会、なべっこ会、学級園活動〕	
11月	○学校生活アンケート ○児童に関する情報交換	○学校生活アンケート ○行事を通した人間関係作り 〔就学時健康診断〕	
12月	○教育相談 ○学校評価アンケート ○児童に関する情報交換	○個人面談 ○町内子ども会 ○行事を通した人間関係作り 〔冬休み前集会〕	○オープンデー ○学校評価アンケート ○情報モラル教室 ○保護者面談
1月	○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係作り 〔スキー学習、スキー教室〕	
2月	○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係作り 〔スキー教室、6年生ありがとう集会、新一年生体験入学〕	○オープンデー
3月	○一年間の取組の評価と課題の検討 ○はぐくみカルテ整理 ○児童に関する情報交換	○行事を通した人間関係作り 〔卒業式、修了式〕	

※ 学校生活アンケートの実施時期（ 6月、11月 ）